

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 0 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

罹災証明書の交付に係る運用について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が自治事務として交付してきたものであり、その交付方法等についても各自治体において定められてきたところです。

一方で、罹災証明書の交付枚数や代理申請については統一的に運用することが適切であることから、発災時には下記のとおり対応されるよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

また、令和元年度に発生した災害で罹災証明書の交付業務を行った市町村に対し、罹災証明書の交付に係る申請手数料の実態調査を実施したところ、別添の結果となりましたので、併せて関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

1. 罹災証明書の交付枚数について

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援策の適用を判断する基礎的資料として活用されていることから、被災者によっては複数枚必要となる場合があります。そのため、申請があれば複数枚の交付（原本の交付枚数を1枚とし、被災者が複数枚の交付を求める場合には、原本証明を行うことで対応することを含む。）を認めるよう対応してください。

なお、令和元年度に発生した災害で罹災証明書の交付業務を行った市町村に対し実施した実態調査の結果においても、原本証明で対応している自治体を含め、ほぼすべての自治体で複数枚の交付を行っていたところです。

2. 罹災証明書の代理申請について

発災時においては、罹災証明書の交付申請に当たり、高齢である、遠隔地に避難しているなど様々な理由により、被災者本人が申請に来られない場合があります。そのため、代理人による申請も認めるよう対応してください。

なお、上記実態調査の結果においても、ほぼすべての自治体で代理申請を認めていたところです。

以上

令和元年度に発生した主な災害のうち、罹災証明書交付業務を行った市町村に
対し、実態調査を実施

【対象災害】

山形県沖を震源とする地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半
島台風、令和元年東日本台風

【回答数】

184市町村

罹災証明書の申請手数料

問 地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、罹災証明書の交付申請手
数を徴収しているか。

徴収している	徴収していない
7市町（4%）	177市町村（96%）